

# 第1問 解答<1>

(監査論)

## 問題 1

### 問 1

虚偽表示のリスクには、広く財務諸表全体に関係し特定のアサーションのみに関連づけられないものがある。よってアサーション・レベルのリスク要因のみに着目すると、重要な虚偽表示をもたらす要因の検討が不十分になる傾向があることから、広く財務諸表全体における重要な虚偽表示を看過しないための対応として、財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められる。

<解答上のポイント>

1. 広く財務諸表全体に関係し特定のアサーションのみに関連づけられない虚偽表示のリスク
2. 広く財務諸表全体における重要な虚偽表示を看過しないための対応
3. アサーション・レベルのリスク要因のみに着目 → 重要な虚偽表示をもたらす要因の検討が不十分

### 問 2

会計基準の改訂等により会計上の見積りが複雑化する傾向にあり、アサーション・レベルにおける重要な虚偽表示のリスクの評価がより一層重要となってきた。

ここで、固有リスクは、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合いの組合せの重要度に応じて評価される。よって、アサーション・レベルにおいては、固有リスクの性質に着目し重要な虚偽表示をもたらされる要因などを勘案することが重要な虚偽表示のリスクのより適切な評価に結び付くことから、固有リスクの評価が重視される。

<解答上のポイント>

1. 会計基準の改訂等 → アサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクの評価がより一層重要
2. 固有リスク：虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合いの組合せの重要度に応じて評価
3. アサーション・レベル：固有リスクの性質に着目し重要な虚偽表示をもたらされる要因などを勘案 → 重要な虚偽表示のリスクのより適切な評価に結び付く
4. 特別な検討を必要とするリスクの評価に資する

問題 2

問 1

監査人は、通常、重要性の基準値を決定する際に、最初に指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用する。

問 2

監査上の重要性には、被監査会社の業種・業態や状況、虚偽表示の質的影響も考慮されるべきであることから、重要性の基準値は制度上、画一的に設定されるのではなく、個々の監査人の判断にゆだねられている。また、監査人の職業的専門家としての判断に基づき重要性の基準値を決定することで、重要な虚偽表示が画一的な判断により重要でないとする虞を回避することができる。

<解答上のポイント>

1. 監査上の重要性：被監査会社の業種・業態や状況、虚偽表示の質的影響も考慮
2. 重要な虚偽表示が画一的な判断により重要でないとする虞を回避

# 第1問 解答<2>

(監査論)

## 問題 3

### 問 1

監査人が内部統制の運用状況の有効性を評価する場合に、統制リスクが評価される。

ここで、内部統制の適切に整備・運用する責任は経営者にあり、経営者の誠実性や倫理観等からなる統制環境は、内部統制の他の構成要素に適切な基礎を提供する重要な構成要素である。よって、統制環境を理解し統制リスクを適切に評価するために、経営者へ質問しなければならない。

<解答上のポイント>

1. 内部統制の運用状況の有効性を評価 → 統制リスクの評価
2. 内部統制の適切に整備・運用する責任：経営者
3. 経営者の誠実性や倫理観等：統制環境(内部統制の構成要素) ← 理解すべき

### 問 2

運用評価手続きを立案し実施しなければならない場合：ITアプリケーションを高度に統合した情報システムのように、企業の膨大な情報が、電子的な方法によってのみ開始、記録、処理、報告されるような状況があるにおいて、監査人が実証手続きのみを実施することでは関連するリスクに対応することができない場合

その理由：上記の状況では、利用可能な監査証拠は電子媒体のみでしか存在せず、その十分性と適切性は、一般に、正確性と網羅性に対する内部統制の有効性に依存している。このため、監査人は実証手続きのみの実施では関連するリスクに対応できず、十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクに対応する内部統制の運用評価手続きを立案し実施することが要求される。内部統制の運用評価手続きを通じて内部統制の有効性を評価し、統制リスク及び重要な虚偽表示リスクを適切に評価することで、発見リスクの水準が高くとも監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることが可能かを評価できるからである。

<解答上のポイント>

1. 定型的な取引が、ほとんど又は全く手作業を介在させずに高度に自動処理されている場合  
= ITアプリケーションを高度に統合した情報システムのように、企業の膨大な情報が、電子的な方法によってのみ開始、記録、処理、報告されるような状況
2. 1. = 利用可能な監査証拠は電子媒体のみでしか存在しない  
→ 実証手続きのみを実施することで関連するリスクに対応することが不可能  
= 実証手続きのみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク
3. 1. = 利用可能な監査証拠の十分性と適切性：正確性と網羅性に対する内部統制の有効性に依存  
→ 内部統制の運用評価手続きを立案し実施：統制リスクの評価
4. 監査リスク = 固有リスク × 統制リスク × 発見リスク

## 第2問 解答<1>

(監査論)

### 問題 1

【仮定1】監査人Xの実施した追加的監査手続きによって、Pグループの他部門及び他の拠点におけるS社のCEOの不正と類似の行為は行われていないとの証拠を入手できた。

【結論の類型】四半期レビュー範囲の制約に係る除外事項を付した限定付結論

【根拠】第三者委員会の調査が完了していないため、訂正の可能性がある事項について重要な四半期レビュー手続きが実施できなかったため、無限定の結論は表明できないが、不正行為がS社のCEOにとどまるものであれば、その影響は四半期財務諸表全体に対する結論を表明できないほどではないと判断した。

【仮定2】監査人Xの実施した追加的監査手続きによっても、Pグループの他部門及び他の拠点におけるS社CEOの不正と類似の行為が行われているかについて証拠を入手することができなかった。

【結論の類型】結論の不表明

【根拠】S社のCEOの不正と類似の行為がPグループの他部門及び他の拠点においても行われていたならば、訂正の可能性がある事項について重要な四半期レビュー手続きを実施できなかったことが及ぼす影響は、四半期財務諸表全体に対する結論を表明できないほどに重要であると判断した。

<解答上のポイント>

1. 証拠の入手状況：追加の監査手続きから証拠が入手できたか否か  
= Pグループの他部門及び他の拠点でも類似の不正行為が行われているか否か  
= 訂正の可能性がある事項(架空発注による架空費用等の計上)についての証拠
2. 四半期レビュー範囲の制約：除外事項を付した限定付結論の表明 or 結論の不表明

### 問題 2

#### 問 1

監査人Xは、連結財務諸表の訂正原因となった不正、P社の誠実性について監査業務の受託に及ぼす影響を考慮する。監査業務の受託に伴うリスクの評価の妥当性について、監査チーム外の適切な部署または者により検討する。

また、監査人Xは監査業務の受託が、監査事務所の方針及び手続きに従って適切に行われているかを確認する。

<解答上のポイント>

1. 考慮事項：(監査資源の十分性)、関与先の誠実性、業務実施中に生じた重要な事項=訂正原因不正
2. 不正リスクの考慮：不正リスクを考慮した監査契約締結リスクの評価 ← 監査チーム外の評価

## 第2問 解答<2>

(監査論)

### 問 2

P社の第三者委員会の調査結果を利用する場合には、監査人Xは、第三者委員会が**必要な適性、能力及び客観性を備えているかを評価し、調査内容を理解して、調査結果の利用の程度を決定**する。

次いで、**調査内容が監査の目的に照らして適切であるか判断**するため、第三者委員会の調書の閲覧や一部作業の再実施等の十分な監査手続きを実施する。

以上より、第三者委員会の調査結果が**十分かつ適切な監査証拠であるか評価**する。

<解答上のポイント>

1. P社の第三者委員会：経営者の利用する専門家
2. **必要な適性、能力及び客観性を備えているかを評価、調査内容を理解**  
→ 調査結果の利用の(可否)・程度を決定
3. **調査結果が監査の目的に照らして適切であるか判断**  
→ 調書の閲覧や一部作業の再実施等
4. 調査結果が**十分かつ適切な監査証拠であるか評価**

### 問 3

【記載区分】強調事項区分又はその他の事項区分

【記載事項】以前に発行した連結財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している「**訂正報告書の提出理由**」を参照し、会社が連結財務諸表を訂正している旨を記載する。併せて、監査人が**以前に提出した監査報告書**、すなわち訂正前の連結財務諸表に対して監査報告書を提出した旨**について記載**する。

<解答上のポイント>

1. 連結財務諸表を訂正している旨：「**訂正報告書の提出理由**」を参照
2. 訂正前の連結財務諸表に対する監査報告書：**以前に提出した監査報告書について記載**